

居宅介護支援利用料金

利用料金

利用料金（１）介護報酬費用（介護保険給付費）

要介護認定を受けられた方は、利用料金（１）の費用は介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

当（保険）給付が、償還払いとなる場合は、当施設からサービス提供証明書を発行します。
このサービス提供証明書を後日お住まいの市区町村窓口に出しますと、全額払戻しが受けられます。

<居宅介護支援費>

要介護1・2	1,086 単位	11,088 円/月
要介護3・4・5	1,411 単位	14,406 円/月

居宅介護支援を行った場合の月額費用です。

<各種加算>

- 【初回加算】 300 単位 3,063 円/回
新規に居宅サービス計画を作成した場合や、要介護状態区分が2区分以上変更されたご利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合の費用です。
- 【入院時情報連携加算Ⅰ】 250 単位 2,552 円/回
利用者の入院当日及び入院日以前に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合の費用です。
- 【入院時情報連携加算Ⅱ】 200 単位 2,042 円/回
利用者の入院日の翌日・翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合の費用です。
- 【通院時情報連携加算】 50 単位 510 円/月
利用者が医療機関において医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合の費用です。
- 【退院・退所加算】
病院若しくは診療所又は地域密着型介護老人福祉施設、若しくは介護保険施設への入院・入所されていたご利用者が、退院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、退院又は退所にあたって当該機関の職員と面談を行い、ご利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合の費用です。
入院又は入所期間につき3回を限度とします。但し、初回加算を算定する場合は、この費用はかかりません。
- 【退院・退所加算（Ⅰ）イ】 450 単位 4,594 円/回
医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により
- 【退院・退所加算（Ⅰ）ロ】 600 単位 6,126 円/回
医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンスにより1回受けていること。
- 【退院・退所加算（Ⅱ）イ】 600 単位 6,126 円/回
医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により2回受けていること。
- 【退院・退所加算（Ⅱ）ロ】 750 単位 7,657 円/回
医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンスにより2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。
- 【退院・退所加算（Ⅲ）】 900 単位 9,189 円/回
医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンスにより3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。
- 【緊急時等居宅カンファレンス加算】 200 単位 2,042 円/回
病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者の必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行なった場合に算定します。
- 【ターミナルケアマネジメント加算】 400 単位 4,084 円/回
24時間連絡がとれる体制を確保し、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備します。
利用者又は家族の同意を得た上でターミナル期に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の動言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、科用者への支援を実施。訪問により把握した心身の状況等の情報を記録し、

主治の医師及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合に算定します。

【特定事業所加算】

【特定事業所加算（Ⅰ）】	519 単位	5,298 円/回
【特定事業所加算（Ⅱ）】	421 単位	4,298 円/回
【特定事業所加算（Ⅲ）】	323 単位	3,297 円/回
【特定事業所加算（A）】	114 単位	1,163 円/回

当事業所は現在特定事業所加算（Ⅲ）を取っています。

- （Ⅰ）常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置。常勤の介護支援専門員を3名以上配置。さらに、要介護3～5の利用者の占める割合が4割以上であること。
- （Ⅱ）常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置。常勤の介護支援専門員を3名以上配置
- （Ⅲ）常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置。常勤の介護支援専門員を2名以上配置
- （A）常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置。常勤の介護支援専門員を1名以上配置

（共通事項）

- ①利用者に関する情報やサービスの提供にあたって、留意事項などの伝達を目的とした会議を定期的に開催（週1回以上）
- ②24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者などからの相談に対応できること（特定事業所加算（A）の場合は連携でも可）
- ③介護支援専門員に対し計画的に研修を実施（年間の個別研修計画を作成。研修目標の達成状況を適宜評価・改善措置の実施）（特定事業所加算（A）の場合は連携でも可）
- ④地域包括支援センターと連携し、支援が困難な事例にも居宅介護支援を提供できること
- ⑤地域包括支援センターや他法人と協働で開催する事例検討会（または研究会）などに参加
- ⑥ヤングケアラー、障がい者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修に参加。
- ⑦特定事業所集中減算の適用を受けていない
- ⑧介護支援専門員1人（常勤換算）の利用者数（介護予防含む）が45件未満（居宅介護支援費Ⅱを算定している場合は50名未満であること）
- ⑨介護支援専門員実務研修における実習等に協力または協力体制を確保（特定事業所加算（A）の場合は連携でも可）
- ⑩他法人と共同で事例検討会、研究会等を実施（特定事業所加算（A）の場合は連携でも可）
- ⑪必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること

【処遇改善加算】

介護職員等処遇改善加算（算定率：2.1%）
※ケアマネジャー等の処遇向上を目的に新設された加算の算定を開始いたします（※ご利用者様の自己負担がない通常の「ケアプラン作成」のみの場合は、窓口負担への影響はございません）。

利用料金

利用料金（2）その他の費用

【交通費】 通常の実施地域以外にお住まいの方で、訪問にかかわる費用として、下記の料金を頂きます。

事業所から概ね10キロメートル未満	253 円（片道）	消費税込み
事業所から概ね10キロメートル以上	363 円（片道）	消費税込み

【キャンセル料】 契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客様のご都合により解約した場合の解約料は利用料金の10%をいただきます。

【複写物の交付】 書類等の複写の依頼を受けた場合
11 円/枚 消費税込み